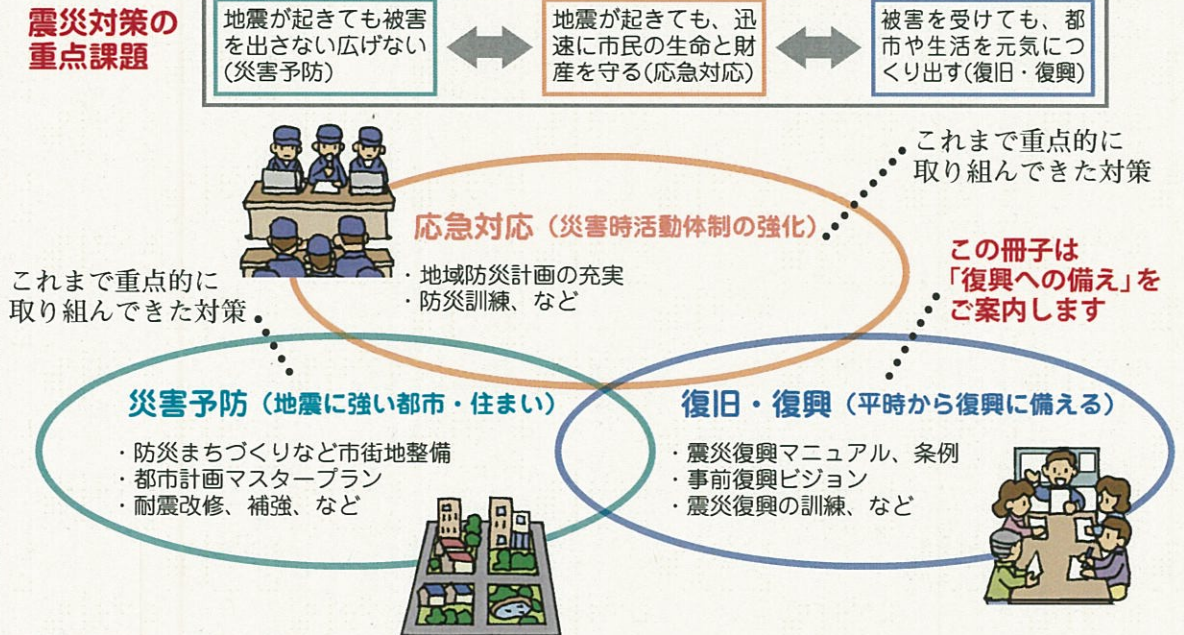


2 震災復興マニュアルの役割と構成

震災対策と復興対策

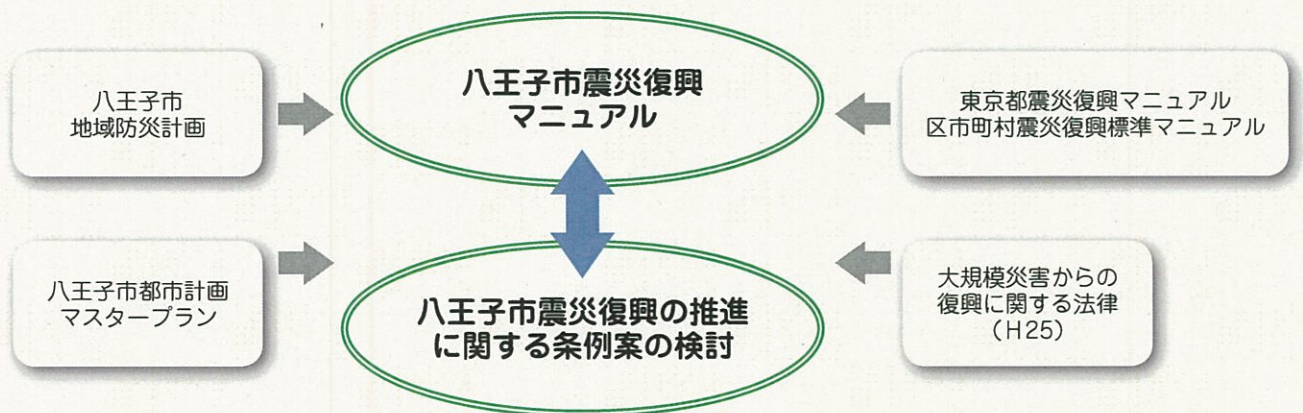
八王子市では、これまで災害予防、応急対応や復旧の分野の対策を強化してきましたが、「復興」にも取り組むことになりました。



八王子市の震災復興マニュアルとは

八王子市では、平成25年度に、「八王子市震災復興マニュアル」と「八王子市震災復興の推進に関する条例」の検討を行いました。このマニュアルは、激甚な震災被害が発生した場合に、八王子市が行う都市・住宅等の分野及び関

連分野の「復興」活動に関して、行政職員等がとるべき手順を整理したもので、事前からの習熟と有事の際の活用によって、一刻も早い円滑な復興を行うことを目的に定めています。



災害復興					
	応急復旧期	復興準備期	復興始動期	本格復興期	
	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	～2年 2年～
自宅に戻る人が増え、避難者が減り始める 仮設住宅の申込みが始まる	・仮設住宅の入居や仮住まいの斡旋が始まる	・被害が少ないところでは元の生活が戻ってくる ・時限的市街地の暮らしが始まる	・市民の意向反映等を行って、都市復興基本計画が定まる	・住まいの再建が本格化する ・復興事業計画を定める ・復興事業を始める	・復興事業を見直し、計画修正や支援強化を行う
都市復興の計画づくりを進める 復興対象地区を指定する	・都市復興基本計画(骨子案)がつけられる	・地域で復興まちづくり計画策定が進む			
	災害復興総合計画の策定			復興事業の実施	